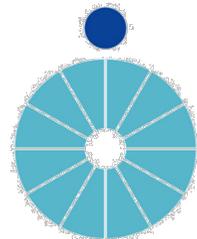


平成28年4月6日

未来を支える人材力強化について

(実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化)

平成28年4月
文部科学省

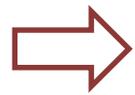


文部科学省

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について

中教審 審議経過報告(3月30日)

- 当該職業分野の専門性と同時に、変化への対応等に必要な基礎・教養や理論にも裏付けられた実践力を育成
- 企業等の現場レベルで中核的な役割を担い、生産・サービス等の改善・革新を牽引していく人材層(あるいは、そのような人材への能力向上を目指す層)を育成



実践的な職業教育を提供するための独自の基準を整備。そうした教育を行うことを制度的にも義務付けられた機関として明確化

制度の具体的設計

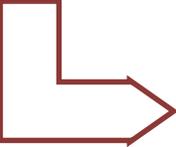
- ・ 企業内実習等の一定時間の義務付け
- ・ 産業・職能団体等との連携による教育課程編成・実施の体制の義務付け
- ・ 実務家教員を一定割合以上配置。理論と実践の架橋を担う教員として、研究能力を併せ有する実務家教員を一定割合以上配置
- ・ 設置認可審査における産業界との連携体制の確保
- ・ 専門団体との連携による分野別質保証の観点を取り入れた評価、できるだけ客観的な指標を取り入れた情報公表、評価を検討
- ・ 専門高校からの進学や社会人の学び直しなど多様な入学者を受入れ
- ・ 学士課程相当(4年制)、短期大学士課程相当(2年制又は3年制)を制度化。4年制課程は、前期・後期の区分制の課程を設けることも検討。

高等教育機関としての
国内的、国際的通用性を
確保し、教員や教育内容
などの質が十分に確保
されたものを認可



新機関を設置する際に、産業界との連携・協力が必要な事項

- 教育課程の編成・実施に当たって、それぞれの職業で必要とされる能力の内容・水準の明示や実務家教員の派遣
- 企業内実習に際して、受入先の確保や効果的な指導の実施
- 評価機関の整備など、分野別質保証等の体制構築に向けた協力
- 社会人の学び直しの促進に当たって、企業内での評価の在り方など学び直し環境の整備についての協力



新機関は、上記の点について、産業界・地域等との連携体制の整備について、準備が整った分野から設置が可能



審議経過報告を踏まえ、関係省庁と連携しながら、各分野においてモデルカリキュラムの開発や産業界との連携体制の構築を進め、2019年度の開学に向けた措置を講じる。制度設計の在り方について、現行の高等教育機関との関係等に留意しながら、審議を進める。

第I章 21世紀を生きる職業人を取り巻く状況と今後の職業人材養成

産業・職業と職業人の状況

- 【産業・職業をめぐる状況】生産年齢人口の減少、日本型雇用慣行の変容(企業内教育訓練の縮小)
- 【職業人をめぐる状況】職業人に求められる能力の高度化・複雑化、雇用の流動化 など



今後の職業人材養成の在り方

- 我が国の経済競争力の維持・向上のためには、
 - * 成長分野等への人材シフトとともに、
 - * 事業の現場における様々な変化への対応等(労働生産性の向上、商品・サービスの質向上、グローバル化への対応など)の推進が不可欠。



変化への対応が求められる中で、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引できる人材の養成強化が必要。

第II章 高等教育における職業人養成の現状と課題

現 状

- 大学進学率の上昇。
(多様な学生が同一の尺度で大学選び→入学後、意欲をもって学修に取り組めないなどのミスマッチ)
- 大学における社会人学生の受入れは、OECD諸国で最低の水準。
- 大学等は、制度上は、教養教育と学術に基づく専門教育を行うもの。
※ 職業実践知に基づく技能等の教育については、制度上、明確な位置付けなし。



課題と求められる対応

- 職業教育が一段低く見られ、大学への進学自体を評価する風潮
→ スペシャリスト志向の若者にとって魅力ある進学先となる、実践的な職業教育に最適化した仕組みが必要
- 産業競争力の維持・強化のため、現場レベルでの改善・革新の牽引役を担うことのできる人材の養成が重要
→ 高度な専門技能等に加え、変化への対応等に必要な基礎・教養や、理論にも裏付けられた実践力等を兼ね備えた、質の高い専門職業人の層を確保していく必要
→ 職業実践知の教育に軸を置きつつ、学術知の教育にまで至る、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関の創設が必要
- 職業人が自らのキャリアを主体的に切り拓いていけるよう、社会人の学び直し環境の整備が課題
→ 社会人の学び直しニーズに対応した機関の整備が必要

職業実践知の教育に軸を置きつつ、学術知の教育にまで至る、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関の創設が求められる。

第三章 新たな高等教育機関の制度化の方向性

大学体系への位置付け

新たな機関は、教養や理論に裏付けられた実践力を育成するものであること等を踏まえ、大学体系に位置付け、大学等と同等の評価を得られるようにする。

第四章 新たな高等教育機関の制度設計

身に付けさせるべき資質・能力

- ① 専門とする特定の職業に関し、高度な専門的知識等を与え、理解を深化 **【専門高度化】**
- ② 専門とする特定の職業に関し、卓越した技能等を育成するとともに、実践的な対応力を強化 **【実践力強化】**
- ③ 一定の産業・職業分野に関し、当該分野全般の、又はその関連の基礎知識・技能等を育成 **【分野全般の精通等】**
- ④ 実践的技能や、実践知と理論知、教養等を統合し、課題の解決や、新たな手法等の創造に結びつけられる総合的な能力を育成 **【総合力強化】**
- ⑤ 職業人としての基礎的・汎用的能力や教養、主体的なキャリア形成を図るために必要な能力を育成 **【自立した職業人のための「学士力」育成】**

制度設計の在り方

☆**制度の基本設計** ○大学体系に位置付く次のような機関を制度化。

- ① **学士課程相当の課程を提供する機関《修業年限4年》**
 - ・前期・後期の区分制の課程を可能とすることも検討 ※一貫制課程も可
- ② **短期大学士課程相当の課程を提供する機関《修業年限2年又は3年》**

☆具体的設計

① 理論と実践の架橋による職業教育の充実

- 理論と実践を架橋する教育内容として、
 - ・教養・基礎教育及び専門教育を通じ、実践的な能力を培うよう、体系的に教育課程を編成。
 - ・インターンシップなど実習等による授業科目を充実(一定時間・割合以上を義務付け)。
 - ・授業で身に付けた知識・技能等を統合する総合的な演習科目を設定。
- 教員については、
 - ・専任の実務家教員を一定割合以上配置。
 - ・研究能力を併せ有する実務家教員の配置を一定割合以上義務付け。

② 産業界・地域等のニーズの適切な反映、産業界・地域等との連携による教育の推進

- 産業界・職能団体、地域の関係機関等との連携により、教育課程を編成・実施する体制の整備を義務付け。
- 設置認可、評価における連携として、
 - ・設置認可審査における産業界等との連携体制を確保。
 - ・認証評価においては、専門団体との連携による分野別質保証の観点を取り入れ(効果的な方法を検討)。

③ 社会人の学び直し等、 多様な学習ニーズへの対応

- 多忙な社会人等に対応した教育内容・方法として、
 - ・ **パートタイム学生**や**科目等履修生**として学ぶ機会を積極的に提供
(長期履修の活用、学内単位バンクの整備等)
 - ・ **短期の学修成果を積上げ、学位取得**につなげる仕組みを整備
(モジュール制、修業年限の通算・単位認定等)

④ 高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保、 実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備

- 教員について、
 - ・ 教授・准教授等の資格基準(求める能力の水準)については、大学・短大と同等の水準確保を基本。
 - ・ **実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。**
- **必要専任教員数、備えるべき施設設備、校地・校舎面積**については、大学・短大の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定。
- 教員や教育内容等の質が十分に確保されたものを認可。**大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表**を義務付け。**分野別質保証**やできる限り**客観的な指標**を採り入れた評価。

☆制度全般にわたる事項

【研究機能の位置付け】

「教育」機能に重点を置くが、大学体系に位置付く機関として、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、**機関の目的には「研究」を含める。**

【制度上の位置づけ】

教員の資格基準等も一定の水準を担保することから、**大学制度の中に創設**し、国際的通用性のある**学位授与機関**として位置付け。

【学位の種類・表記】

世界の高等教育機関における学位授与の標準的な在り方や、我が国の既存の学位制度との整合性等も踏まえつつ、**相応しい設定の方法を検討。**

【名称】

例えば、「**専門職業大学**」等の名称が考えられるが、大学体系に位置付き、専門職業人材養成を担う機関として、**相応しい名称を検討。**

【対象分野】

制度として、分野の限定は行わない。職業実践知に基づく教育と学術知に基づく教育の融合による人材養成の充実について**具体的なニーズが認められる分野を主に想定。**

【設置形態】

既存の大学・短大を設置したまま、当該大学等の一部の学部・学科を転換して、**新たな機関を併設することも可能とする。**

【財政措置】

実践的な職業教育を行い、専門職業人材の養成を担う高等教育機関として**相応しい財政措置の在り方について検討。**